

西葛西小学校いじめ防止基本方針

- 【はじめに】（経緯） ○平成24年7月 大津市の自殺事案についての報道
○平成25年2月 教育再生実行会議第1次提言
○〃 6月21日 「いじめ防止対策推進法」の成立
○〃 6月28日 〃 公布
○〃 9月28日 〃 施行
○〃 いじめ防止基本方針策定協議会の設置
○〃 10月11日 いじめ防止等のための基本的な方針の策定
(各都道府県教育委員会等へ通知を發出し周知)

「いじめ」は、古くて新しい問題であるといえる。そもそも、いじめは日常的な問題であり、（いじめにより自殺者が出るまでは）弱い者を苦しめたり悩ませたりすることと捉えられていた。また、言語としての「いじめる」には、

- 【苛める・虐める】：弱い者に、肉体的、あるいは精神的苦痛を与える。苛むこと。
- 【「苛める」の語源】：きつい摩擦や刺激を与える行為のこと。
- 【「虐める」の語源】：ひどい、激しいということ。

の意味や語源がある。

このように、いじめの語源には、「虐め」の当て字が付与されて、人をつめで引っかくなど暴力で攻撃する行為から、「苛め」にみられるような、じわりじわりと継続的に刺激や摩擦を与えるという、2つの意味が付与されている。

つまり、いじめの用語には、暴力という物理的な苦痛を与えるものから、じわりじわりと相手にダメージを与えていくものまでを含んでいて、現代のいじめは、まさに精神的に窮地に陥れるいじめが主流を占めている。また、それは、いじめられる側に苦痛の判断が委ねられるほどの精神的な苦痛であり、第三者からはなかなか認知されにくく、いじめがあったか否かは、本人はもとよりその場に居合わせた者でしか分からない。特に、日本のいじめは同一集団内で何らかの人間関係のある者の間で起こることが多く、「どの子どもがいつ加害者になっても、いつ被害者になっても不思議ではない」状況にあるといえる。

こうしたことから、本校では、

「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度で浸潤させる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という考えの下、また、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係な子どもはいない」との基本認識に立ち、西葛西小学校の子どもが、豊かな人間関係の中でいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全校挙げて努めていかなければならない。そのためには、「いじめ防止対策推進法」の基本的理念等を深く理解し、体系的・計画的にいじめの防止（未然防止）・いじめの早期発見に取組み、いじめがあった場合は、西葛西小学校として策定した、この「いじめ防止基本方針」（第13条学校いじめ防止基本方針）に基づいて対応していくこととする。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

① いじめとは、

[「いじめ防止対策推進法」(第2条)]より

第2条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」平成18年度 文部科学省]より

(本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。)

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。(なお、起こった場所は学校の内外を問わない)

これらいじめの定義を受け、いじめ防止のための基本姿勢として下記の5つのポイントをあげる。

②いじめに対する本校の基本方針

- 「いじめをしない、させない、許さ(見過ごさ)ない」という雰囲気をつくる。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- 保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

2 いじめを未然に防止するための取組(第15条、第18条)

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取組まなければならない。また、一人一人を大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

[児童に対して]

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる 学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・分かる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していく。
- ・いじめを見て見ぬふりをすることは、「(是認の)観衆」や「(黙認の)傍観者」としての存在に等しいことや、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さを分からせる。

[教職員]

- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- ・児童同士、児童と教員との潤滑油としての役割を担っていることを自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢をもつ。
- ・いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や学年等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。

[学校]

- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- ・年3回の「ふれあい月間（6・11・2月）」時に、いじめに関するアンケートを実施し、児童の実態把握に努める。また、いじめが発見された場合は、解消に努めるとともに、いじめについての理解を深め実践力の向上に努める。
- ・校長は、全校朝会等でいじめに関する講話を行い、「いじめは、人間として絶対に許されない」との人間としての基本と、いじめに気付いた時は、「止めたり、他の者に知らせたり」する人として在り方を児童に分からせる。
- ・「心の相談ボックス」を設置したり、スクールカウンセラーの役割を知らせたりして、いつでも、誰にでも相談できる体制の構築に努める。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、代表委員会等の児童自身の手による取組みを促す。

[保護者・地域に対して]

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・いじめ問題に関する情報を発信する。（学校便り、学校HP、道德授業地区公開講座等）

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見に向けて（第16条等）

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や生活指導部等で気付いたことを共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。
- ・「わたしの学校生活、クラスの友達を振り返ろう」のアンケートを年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。

(2) いじめの早期解決に向けて (第23条等)

- ・ いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・ 観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・ 学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。
- ・ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

(3) 保護者・地域、関係機関と連携した取組

- ・ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

[校内組織]

① 生活指導朝会・生活指導部会

〔生活指導朝会〕・・・毎週1回（金曜日）、職員朝会時に生活指導にかかわる話し合いをもち、児童理解にかかわる情報交換を行う。

〔生活指導部会〕・・・毎月1回、問題を抱えている児童についての現状や指導についての情報交換、及び共通認識に基づいた共通行動についての話し合いを行う。

② いじめ防止委員会 (第22条等)

- ・ いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、スクールカウンセラー、その他による「いじめ防止委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

5 教育委員会等との連携について

いじめを確認した場合は、江戸川区教育委員会に報告するとともに、状況によって「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、緊急に「いじめ防止委員会」を開くとともに、江戸川区教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合は、葛西警察署へ通報し対応等の相談をする。

6 その他 (参考資料等)

- いじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号)
- いじめの重大化を防ぐための留意事項集・研修用事例集 (令和7年11月 こども家庭庁)
- 「第8版【改訂版】「いじめ」の問題に関する江戸川区教育委員会の基本姿勢～豊かな心をはぐくむために～」

